



茨城県報

第 1 9 7 1 号

平成20年 4 月24日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2 件）（障害福祉課） 1
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表（林業課） 2
- 定款変更の認可（農村計画課） 5
- 宅地建物取引業法の規定による免許の取消し（建築指導課） 5
- 使用料の収納事務及び証明手数料の徴収事務の委託（住宅課） 5
- 土地改良区役員の就退任（3 件）（土地改良事務所） 5
- 土地改良区役員の退任（2 件）（土地改良事務所） 9
- 土地改良区役員の就任（土地改良事務所） 9
- 土地改良事業の工事の完了（2 件）（土地改良事務所）10

公 告

- 落札者等の公示（2 件）（管財課）10
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2 件）（生活文化課）11
- 基本測量の実施（用地課）12
- 都市計画の図書の縦覧（2 件）（都市計画課）12
- 開発行為の工事完了（4 件）（建築指導課）13
- 道路の位置の指定（3 件）（建築指導課）14
- 落札者等の公示（会計第一課）14

（ 監 査 委 員 ）

- 定期監査の公表15
- 財政的援助団体等の監査の公表21

告 示

茨城県告示第628号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810400101	有限会社 ケアサービス大澤 居宅支援事業所	古河市横山町 1 - 8 - 9	有限会社 ケアサービス大澤	居宅介護 重度訪問介護	平成20年 4 月 1 日

茨城県告示第629号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810500181	軽費老人ホーム ハウス・デア・ゼーレ 指定障害福祉 サービス事業所	石岡市東府中 3 - 20	社会福祉法人 斑山会	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成20年 3 月31日

茨城県告示第630号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 4 号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の 1 の(1)のア及び 2 の(1)のアに掲げる区域内において森林又は樹木を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から 2 週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 航空機を利用して行う薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区 域

那珂市、桜川市、銚田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡東海村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期 間

平成20年 5 月23日から平成20年 7 月22日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

ア (3)に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出すること。ただし、ウにより損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出すること。この場合において、当該地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が(3)に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

エ 知事は、(3)に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、(1)のイに掲げる期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

オ 知事は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を越えるときは、その越える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

2 地上からの薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区域

日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、那珂市、神栖市、鉾田市及び東茨城郡大洗町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北地方総合事務所、茨城県鹿行地方総合事務所、茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期間

平成20年 5 月23日から平成20年 7 月22日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

1 の(5)のアからオまでと同様とする。

別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積	樹 木 本 数	樹 木 の 材 積		
	ヘクタール	本	立方メートル		
実施区域又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
	月 日から 月 日まで	人夫費	人	円	円
		薬剤費		円	円
		その他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第631号

一の瀬土地改良区から平成20年 3 月19日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成20年 4 月15日認可した。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第632号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第70条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分年月日 平成20年 4 月15日

2 処分の内容 免許の取消し

3 被処分者

商号又は名称 株式会社丸甚ハウジング

主たる事務所の所在地 茨城県水戸市城南三丁目12番 8 号

代表者 代表取締役 菅谷 一男

免許番号 茨城県知事（ 6 ）第3651号

免許年月日 平成16年 3 月30日

4 処分の理由 宅地建物取引業法第66条第 1 項第 9 号該当

茨城県告示第633号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県県営住宅の管理業務に係る家賃及び駐車場使用料の収納事務並びに駐車場使用に係る証明手数料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 委託先

茨城県つくば市竹園三丁目23番ノ 2

財団法人茨城住宅管理協会

2 委託事務

(1) 茨城県県営住宅条例（平成 9 年茨城県条例第54号）第18条に規定する家賃及び第59条に規定する駐車場使用料の収納事務

(2) 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）第 2 条第 1 項に規定する手数料（自動車保管場所使用承諾証明書の発行に係る証明手数料に限る。）の徴収事務

3 委託期間

平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

茨城県告示第634号

常陸太田市山下町1252番地の 7 に事務所を置く辰ノ口堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4月24日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 川 久 保 隆

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 猛	常陸大宮市辰ノ口991番地
"	永 田 十四男	" 富岡1056番地
"	關 守 市	常陸太田市花房町1345番地
"	永 井 暉 人	" 小島町1738番地
"	廣 木 征	" 大方町1909番地
"	金 子 克 己	" 葉谷町466番地の 1
"	宇 野 晉	" 栗原町1102番地
"	萩 庭 篁	" 下河合町93番地
"	篠 原 光 盛	" 谷河原町812番地
監 事	沼 田 次 夫	常陸大宮市小倉1211番地
"	塙 章	常陸太田市中野町875番地
"	萩 谷 喜代司	" 藤田町369番地
"	小 林 好 利	" 天神林町2450番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 猛	常陸大宮市辰ノ口991番地
"	関 富 重	" 富岡 3 番地の 3
"	關 守 市	常陸太田市花房町1345番地
"	永 井 暉 人	" 小島町1738番地
"	小 林 一 幸	" 竹合町750番地の 1
"	金 子 克 己	" 葉谷町466番地の 1
"	宇 野 清 朗	" 島町2531番地
"	萩 谷 庄 壽	" 下河合町886番地
"	篠 原 勝 幸	" 谷河原町630番地
監 事	間 宮 正 秋	常陸大宮市小倉1209番地
"	菊 池 輝 盛	常陸太田市中野町762番地
"	鈴 木 定 夫	" 大里町495番地
"	大 内 國 昭	" 藤田町1010番地

茨城県告示第635号

鉾田市新鉾田 2 - 6 - 3 に事務所を置く鉾田南部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 室 清

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	井 川 廣	銚田市畑田810番地
"	米 川 久	" 柏熊707番地
"	白 井 一 夫	" 安房1624番地
"	遠 峰 重 吉	" 大竹963番地
"	深 作 界	" 串挽94番地
"	堺 堀 和 夫	" 白塚162番地
"	米 川 清 一	" 畑田1978番地 1
"	郡 司 陽 教	" 安塚615番地
"	高 柳 勝 則	" " 644番地 1
"	岡 本 保 幸	" " 539番地
"	遠 嶺 照 夫	" " 869番地
"	鈴 木 陽	" 畑田1494番地
"	小松崎 一 男	" 大竹45番地
"	遠 峰 良 蔵	" " 685番地
"	堺 堀 庄 一	" 白塚379番地
"	大 貫 政 好	" 柏熊594番地
"	青 野 稔 夫	" 塔ヶ崎374番地
"	郡 司 松 六	" 串挽236番地 1
監 事	槐 和 夫	" " 317番地 1
"	井 川 貞 雄	" 安塚656番地
"	井 川 一 良	" 畑田1488番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 陽	銚田市畑田1494番地
"	大 貫 政 好	" 柏熊594番地
"	岡 本 保 幸	" 安塚539番地
"	郡 司 陽 教	" " 615番地
"	高 柳 勝 則	" " 644番地 1
"	遠 嶺 照 夫	" " 869番地
"	井 川 廣	" 畑田810番地
"	米 川 清 一	" " 1978番地 1
"	小松崎 一 男	" 大竹45番地
"	遠 峰 良 蔵	" " 685番地
"	遠 峰 重 吉	" " 963番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	堺 堀 和 夫	銚田市白塚162番地
"	堺 堀 庄 一	" " 379番地
"	米 川 久	" 柏熊707番地
"	白 井 徳 一	" 安房1942番地
"	青 野 稔 夫	" 塔ヶ崎374番地
"	深 作 界	" 串挽94番地
"	郡 司 松 六	" " 236番地 1
"	石 崎 征 機	" 湯坪63番地
監 事	槐 和 夫	" 串挽317番地 3
"	井 川 貞 雄	" 安塚656番地
"	城 田 初 男	" 畑田1465番地 2

茨城県告示第636号

つくば市に事務所を置くつくば市松塚土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	沼 尻 忠 文	つくば市松塚424番地
"	美野本 照 雄	" " 423番地
"	飯 塚 廣	" " 446番地
"	久保田 直 好	" " 475番地
"	久保田 勝	" 栄15番地 1
"	久保田 進	" 松塚451番地
"	久保田 尚 勇	" " 422番地
"	沼 尻 稔	" " 440番地
"	飯 塚 昭 男	" 栄236番地
"	沼 尻 通	" 横町696番地
"	酒 井 四 郎	" 大855番地
"	安 田 良 一	" 千現 2 丁目11番地 9
監 事	鈴 木 清 次	" 松塚470番地
"	島 崎 貴	" 横町112番地
"	沼 尻 薫	" 松塚452番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	沼 尻 薫	つくば市松塚452番地
"	宮 本 栄 夫	" " 420番地
"	入 江 忠 雄	" " 464番地
"	久保田 佳 男	" " 471番地
"	鈴 木 守 夫	" 栄632番地 1
"	鈴 木 清 次	" 松塚470番地
"	沼 尻 一 雄	" " 436番地
"	鶴 見 保	" " 457番地 2
"	飯 嶋 一 利	" 栄233番地
"	沼 尻 忠 雄	" 横町108番地
"	塚 本 幸 男	" 大585番地
"	安 田 良 一	" 千現 2 丁目11番地 9
監 事	久保田 均	" 松塚629番地
"	久保田 昭 一	" " 484番地
"	酒 井 四 郎	" 大855番地

茨城県告示第637号

神栖市矢田部6515番地に事務所を置く波崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県鉾田土地改良事務所長 小 室 清

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	阿 部 文 雄	神栖市石神652番地 1

茨城県告示第638号

つくば市吉沼4019番地 5 に事務所を置く南筑波土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 原 利 男	茨城県つくば市安食1236番地

茨城県告示第639号

土浦市に事務所を置く土浦土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	和 田 幸 一	土浦市蓮河原新町 9 番18号

茨城県告示第640号

平成19年12月 3 日付け稲土改指令第 7 号をもって認可のあった、稲荷川土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（かんがい排水事業）稲荷川地区については、平成20年 3 月10日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽 生 武 雄

茨城県告示第641号

平成19年11月27日付け稲土改指令第 6 号をもって認可のあった、羽賀沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（かんがい排水事業）羽賀沼地区については、平成20年 3 月11日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県稲敷土地改良事務所長 羽 生 武 雄

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

茨城県庁舎低層階清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2 月21日
株式会社 全日 代表取締役 岡野郁男 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目333番13号OLSビル13F 10,488,000
円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 一般競争入札 平成20年 1 月 7 日

茨城県庁舎中層階清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2 月21日

日東メンテナンス 株式会社 代表取締役 阿部吉行 茨城県東茨城郡茨城町長岡3268番地 6,450,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月 7日

茨城県庁舎高層階清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2月21日
株式会社 ショービ 代表取締役 山田照美 埼玉県川越市砂新田2571番地31 9,350,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月 7日

茨城県議会議事堂清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2月21日
株式会社 佐生 代表取締役 佐生金七郎 千葉県富津市岩瀬860番 4 10,500,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月 7日

茨城県庁外構広場等清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2月21日
株式会社 ニッシンアメニティ 代表取締役 根本佳典 茨城県水戸市城南 1丁目 6番 9号 3,330,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月 7日

茨城県庁外構駐車場等清掃業務一式 茨城県総務部管財課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成20年 2月21日
株式会社 筑波クリーン 代表取締役 吉野康正 茨城県土浦市港町 1丁目 7番23号ホープビル 4,200,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月 7日

~~~~~  
●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 4月24日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

茨城県庁舎及びその敷地内で使用する電気 約17,994,000キロワット時の供給 総務部管財課 水戸市笠原町978番 6 平成20年 3月 4日 東京電力株式会社 茨城支店水戸支社長 所 恭一 水戸市自由が丘 3番57号 222,326,062円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年 1月17日

~~~~~  
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成20年 6月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1丁目 5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年 4 月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいき高齢者支援福祉協会

3 代表者の指名

大 高 道 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市鯉淵町6799番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者のため、行政サービスや介護サービスの情報の提供、介護支援、介護現場との情報交換等を行うことによって、高齢者が安心して健康で生活できる福祉の町づくりに貢献することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成20年 4 月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 セラヴィ

3 代表者の指名

石 川 政 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県結城市大字上山川111番地

5 定款に記載された目的

当法人は、心身及び知的障害のある人とその家族に対して、それぞれの地域において、一人一人の適正な生活を送ることが出来るよう支援すると共に、その人にあった日中活動の場、生活の場を提供することにより、心身及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 国土地理院

2 作業の種類 基本測量（基本重力測量）

3 作 業 期 間 平成20年 4 月15日から平成21年 3 月19日まで

4 作 業 地 域 石岡市、つくば市

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画道路の変更に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第

2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路 (3・4・68 つくば駅前広場線)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画地区計画の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画 (内守谷地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市本米崎字松原2494番 7

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷2175番地 5

菊 池 六 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市猪子町字前山832番 5

2 事業主の住所及び氏名

牛久市中央四丁目 3 番地 8

有限会社 ペット医学機構

代表取締役 加 藤 明 久

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市穴倉字風返東879番 3

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市宍倉977番地 2

野 口 徳次郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字柏根前3120番 1

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字若栗3120番 1

村 松 剛

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 1 号	平成20年 4 月 8 日	大和ハウジング株式会社 代表取締役 飯島 稔	鹿嶋市荒野1533番地 179	鹿嶋市大字青塚字北 1642番13, 同番16, 同 番17	メートル 6.00 6.00	メートル 7.00 6.00

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 2 号	平成20年 4 月10日	株式会社ミ ツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿嶋市大字大小志崎 789番地 3	鹿嶋市大字荒井字中 562番 1, 同番13	メートル 4.50	メートル 97.35

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 9 号	平成20年 4 月14日	鈴木 敏裕	筑西市小川1552番地 2	筑西市小川字箱ヶ島 1552番11, 同番14, 同 番16	メートル 6.1	メートル 31.56

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 4 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は
 随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合
 には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行っ
 た日 随意契約による場合には、その理由 その他必要な事項

財務会計オンラインシステム維持管理業務委託 一式 会計事務局会計第一課 水戸市笠原町978番 6 平成
 20年 4 月 1 日 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号 70,770,000円 随意契約 地
 方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第 9 項の規定によ
 り、次のとおり公表する。

平成20年 4 月24日

茨城県監査委員 粕 田 良 一
 同 武 藤 均
 同 島 崎 英 男
 同 平 田 公 敏

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 霞 ケ 浦 聾 学 校	20. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 行方地域農業改良普及センター	20. 2. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 つ く ば 工 科 高 等 学 校	20. 2. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 岩 井 西 高 等 学 校	20. 2. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 竜 ケ 崎 南 高 等 学 校	20. 2. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 猿 島 高 等 学 校	20. 2. 5	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 小 瀬 高 等 学 校	20. 2. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 石 岡 第 二 高 等 学 校	20. 2. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 麻 生 高 等 学 校	20. 2. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 妻 第 一 高 等 学 校	20. 2. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 古 河 第 二 高 等 学 校	20. 2. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 美 浦 養 護 学 校	20. 2. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 高 萩 県 税 事 務 所	20. 2. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所	20. 2. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所 大 子 土 木 事 業 所	20. 2. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 土 木 事 務 所	20. 2. 13	財務に関する事務の執行は、工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 取 手 第 二 高 等 学 校	20. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 並 木 高 等 学 校	20. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 筑 波 高 等 学 校	20. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 結 城 第 二 高 等 学 校	20. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 高 萩 工 業 高 等 学 校	20. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 日 立 工 業 高 等 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 太 田 第 一 高 等 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 太 田 第 二 高 等 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 鉾 田 第 二 高 等 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 石 下 高 等 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 妻 養 護 学 校	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鉾 田 警 察 署	20. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 浦 保 健 所	20. 2. 19	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 竜 ヶ 崎 保 健 所	20. 2. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つくばまちづくりセンター	20. 2. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 結 城 養 護 学 校	20. 2. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 結 城 警 察 署	20. 2. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 保 健 所	20. 2. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 笠 間 警 察 署	20. 2. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 霞 ヶ 浦 流 域 下 水 道 事 務 所	20. 2. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 嶋 警 察 署	20. 2. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 土 浦 産 業 技 術 専 門 学 院	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 家 畜 保 健 衛 生 所	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 陶 芸 美 術 館	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 磯 原 高 等 学 校	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 友 部 高 等 学 校	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 土 浦 第 二 高 等 学 校	20. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 総 保 健 所	20. 2. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 八 郷 高 等 学 校	20. 2. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 土 地 改 良 事 務 所	20. 2. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 高 萩 土 木 事 務 所	20. 2. 28	財務に関する事務の執行は、工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 結 城 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	20. 2. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 南 教 育 事 務 所	20. 2. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 勝 田 工 業 高 等 学 校	20. 2. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 太 田 警 察 署	20. 2. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 食 肉 衛 生 検 査 所	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 鉾 田 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 筑 西 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 教 育 事 務 所	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 潮 来 高 等 学 校	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 土 浦 第 三 高 等 学 校	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 牛 久 高 等 学 校	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 八 千 代 高 等 学 校	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 竜 ケ 崎 警 察 署	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 取 手 警 察 署	20. 3. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 茨 城 学 園	20. 3. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 霞 ヶ 浦 北 浦 水 産 事 務 所	20. 3. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 上 郷 高 等 学 校	20. 3. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 筑 西 産 業 技 術 専 門 学 院	20. 3. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー つくば地域農業改良普及センター	20. 3. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 牛 久 栄 進 高 等 学 校	20. 3. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 友 部 東 養 護 学 校	20. 3. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 那 珂 港 湾 事 務 所	20. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 海 洋 高 等 学 校	20. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 牛 久 警 察 署	20. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 総 警 察 署	20. 3. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 那 珂 警 察 署	20. 3. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 明 野 高 等 学 校	20. 3. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 協 和 養 護 学 校	20. 3. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 ひ た ち な か 西 警 察 署	20. 3. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 下 妻 警 察 署	20. 3. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 境 警 察 署	20. 3. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 児 童 相 談 所	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 日 立 第 一 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 常 陸 大 宮 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 土 浦 第 一 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 竜 ヶ 崎 第 一 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 妻 第 二 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 鬼 怒 商 業 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 総 和 高 等 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 立 土 浦 養 護 学 校	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 稲 敷 警 察 署	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば 中 央 警 察 署	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば 北 警 察 署	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 警 察 署	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 桜 川 警 察 署	20. 3. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 日 立 港 湾 事 務 所	20. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 笠間地域農業改良普及センター	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 近 代 美 術 館 つ く ば 分 館	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 高 萩 清 松 高 等 学 校	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 那 珂 湊 第 二 高 等 学 校	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 真 壁 高 等 学 校	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 館 工 業 高 等 学 校	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 ひ た ち な か 東 警 察 署	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 大 宮 警 察 署	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 浦 警 察 署	20. 3. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 古 河 保 健 所	20. 3. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 高 等 学 校	20. 3. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 古 河 第 三 高 等 学 校	20. 3. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 伊 奈 養 護 学 校	20. 3. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 保 健 所	20. 3. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 看 護 専 門 学 校	20. 3. 21	財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 林 業 技 術 セ ン タ ー	20. 3. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 館 第 一 高 等 学 校	20. 3. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 土浦地域農業改良普及センター	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 畜 産 セ ン タ ー	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 常 北 高 等 学 校	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 茎 崎 高 等 学 校	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、収入等に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 下 館 第 二 高 等 学 校	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 つ く ば 養 護 学 校	20. 3. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 日 立 保 健 所	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立リハビリテーションセンター	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立古河産業技術専門学院	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 家 畜 保 健 衛 生 所	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 高 萩 土 地 改 良 事 務 所	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立太田第二高等学校里美校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 山 方 商 業 高 等 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 大 宮 高 等 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 取 手 松 陽 高 等 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 海 道 第 一 高 等 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 境 西 高 等 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 勝 田 養 護 学 校	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 古 河 警 察 署	20. 3. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター農業大学校	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県畜産センター肉用牛研究所	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 産 試 験 場	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 高 萩 高 等 学 校	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 北 茨 城 高 等 学 校	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 勝 田 高 等 学 校	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 那 珂 湊 第 一 高 等 学 校	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 石 岡 警 察 署	20. 3. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県霞ヶ浦用水事業推進事務所	20. 3. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南家畜保健衛生所	20. 3. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年 4 月24日

茨城県監査委員 粕 田 良 一
同 武 藤 均
同 島 崎 英 男
同 平 田 公 敏

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 住宅管理協会	20. 2. 13	平成18年度	[補助金] 茨城県住まいアップ事業補助金 5,900,000円 [公の施設の指定管理料] 茨城県県営住宅 1,540,937,208円	公の施設の指定管理及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、会計経理に係る注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
社団法人 茨城 県穀物改良協会	20. 2. 14	平成18年度	[補助金] いばらきの味販売戦略推進対策事業 (落花生消費拡大事業) 268,000円 畑作振興対策費 (落花生生産振興対策 事業) 315,000円 いばらきの味販売戦略推進対策事業 (常陸秋そばブランド化事業) 398,000円 畑作振興対策費 (常陸秋そば郷づくり 促進事業) 347,000円 畑作振興対策費 (常陸秋そば主産地形 成事業/優良種子生産対策) 1,500,000円 畑作振興対策費 (落花生等採種ほ設置 事業) 5,389,000円 いばらきの麦・大豆振興対策等事業費 30,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			災害用種子備蓄事業費 1,457,000円 茨城県穀物改良協会運営費等補助金 9,589,000円	
学校法人 三育学院	20. 2. 14	平成18年度	[補助金] 私立小中高等学校経常費補助金 57,712,000円 私立小中高等学校経常費補助金 (教育改革推進特別補助) 120,000円 私立学校スクールカウンセラー配置事業費補助金 892,000円 私立高等学校等授業料減免事業費補助金 1,620,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城県勤労者育英基金	20. 2. 26	平成18年度	県出資金 320,000,000円 (基本金) 983,640,000円	出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
つくばコングレスセンター	20. 3. 4	平成18年度	[公の施設の指定管理料] つくば国際会議場 148,432,433円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
医療法人 圭愛会	20. 3. 7	平成18年度	[補助金] 茨城県精神障害者社会復帰施設運営費補助金 27,194,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 亮和会	20. 3. 13	平成18年度	[補助金] 茨城県精神障害者社会復帰施設運営事業費補助金 30,400,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社団法人 茨城県きぬ医師会	20. 3. 17	平成18年度	[補助金] 看護師等養成所運営費補助金 17,992,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
学校法人 聖和学園	20. 3. 17	平成18年度	[補助金] 学校法人立幼稚園経常費等補助金 34,740,000円 私立幼小中高等学校経常費補助金 400,000円 私立幼稚園休業日等預かり保育推進事業費補助金 640,000円 私立幼稚園特別支援教育費補助金 16,464,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
学校法人 緑丘 学園	20. 3 . 17	平成18年度	[補助金] 私立小中高等学校経常費補助金 105,629,000円 学校教育設備整備等補助金 879,000円 私立幼小中高等学校経常費補助金 (教 育改革推進特別補助) 60,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
財団法人 茨城 県暴力追放推進 センター	20. 3 . 18	平成18年度	県出資金 300,000,000円 (基本金) 804,311,000円 [補助金] 暴力団不当要求相談事業費補助金 4,000,000円	出資及び補助金に係る出納 その他の事務の執行は、適正 に処理されたものと認める。
社団法人 水戸 市医師会	20. 3 . 18	平成18年度	[補助金] 看護師等養成所運営費補助金 (看護師 課程) 12,067,000円 看護師等養成所運営費補助金 (准看護 師課程) 17,298,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
漫遊いばらき観 光キャンペーン 推進協議会	20. 3 . 18	平成18年度	[負担金] 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協 議会負担金 70,000,000円	負担金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
学校法人 高須 学園	20. 3 . 18	平成18年度	[補助金] 学校法人立幼稚園経常費等補助金 26,270,000円 私立幼稚園休業日等預かり保育推進事 業費補助金 160,000円 私立幼稚園特別支援教育費補助金 392,000円 私立幼小中高等学校経常費補助金 (教 育改革推進特別補助) 400,000円 私立幼稚園教育施設整備費補助金 546,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
株式会社 鹿島 アントラース・ エフ・シー	20. 3 . 18	平成18年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県立カシマサッカースタジアム 83,000,000円	公の施設の指定管理に係る 出納その他の事務の執行は、 適正に処理されたものと認め る。
特定非営利活動 法人 インパク ト	20. 3 . 18	平成18年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県県北生涯学習センター 85,724,000円	公の施設の指定管理に係る 出納その他の事務の執行は、 適正に処理されたものと認め る。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城県農林振興公社	20. 3 . 19	平成18年度	県出資金 15,000,000円 (基本金) 15,000,000円 [補助金] 茨城県農林振興公社補助金 157,366,217円 茨城県農地保有合理化促進事業費補助金 25,721,000円 茨城県農地保有合理化推進事業費補助金 212,198円 茨城県農地保有合理化推進事業費補助金 (農地保有合理化推進体制強化助成事業) 2,102,000円 茨城県経営構造対策支援事業費補助金 39,569,428円 茨城県強い農業づくり補助金 (経営構造対策支援事業) 12,488,000円 茨城県新しい農業担い手確保育成事業費補助金 7,253,000円 茨城県畜産基盤再編総合整備事業費補助金 346,103,000円 茨城県森林環境保全整備事業費補助金 34,408,136円 [貸付金] 農業生産法人出資育成事業資金貸付金 1,300,000円 農就農支援資金貸付金 189,532,000円 分収造林貸付金 102,031,019円 [損失補償限度額] 4,513,970,000円 [公の施設の指定管理料] 茨城県民の森等 158,040,000円 茨城県鳥獣センター 9,042,000円 茨城県水郷県民の森 28,690,200円	出資、公の施設の指定管理及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
株式会社 茨城ポートオーソリティ	20. 3 . 19	平成18年度	県出資金 202,000,000円 (基本金) 400,000,000円 [公の施設の指定管理料] 大洗マリーナ (利用料金のみ) 0円 大洗港の魚釣園 6,050,000円 大洗港港中央公園 4,250,000円	出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
霞ヶ浦問題協議会	20. 3 . 24	平成18年度	[補助金] 霞ヶ浦「百万人の湖」推進事業補助金 21,500,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
株式会社 暁恒産	20. 3 . 24	平成18年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県那珂湊漁港駐車場 16,360,000円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
波崎水産加工業協同組合	20. 3 . 24	平成18年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県波崎漁港漁港浄化施設 28,000,000円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社団法人 園芸 いばらき振興協会	20. 3 . 25	平成18年度	[補助金] いばらきの野菜産地強化総合対策事業費補助金 45,921,505円 園芸産地マーケティング強化事業費補助金 1,400,000円 産地構造改革特別対策事業費補助金 2,281,000円 農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金（農業用プラスチック処理再生対策事業） 16,460,000円 農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金（農業用ビニール回収事業） 9,207,000円 農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金（農業用ポリエチレン適正処理対策事業） 2,851,000円 茨城県野菜価格安定対策事業費補助金（県単野菜価格安定供給事業） 19,632,052円 茨城県野菜価格安定対策事業費補助金（指定・特定野菜価格安定供給事業） 385,662,162円 野菜価格安定対策事業運営費補助金 3,000,000円 いばらきの野菜産地強化総合対策事業費補助金（園芸種苗施設管理運営事業） 25,768,832円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
茨城県木材協同 組合連合会	20. 3 . 25	平成18年度	[補助金] いばらき木づかいの家推進事業費補助金 17,195,000円 地域住宅産業活性化支援事業費補助金 8,400,000円 地域材普及啓発事業費補助金 2,769,000円 木材振興対策事業費補助金 3,560,000円 木材利用推進就労者育成確保事業費補助金 960,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社団法人 茨城 県林業協会	20. 3 . 25	平成18年度	[補助金] 茨城県森林・林業活性化対策事業費補助金 1,460,000円 茨城県林業担い手育成強化対策事業費補助金 3,106,000円 茨城県林業労働力確保推進事業費補助金 7,100,000円 [貸付金] 林業生産振興資金 240,000,000円	補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県ライフル 射撃協会	20. 3 . 25	平成18年度	[公の施設の指定管理料] 茨城県営ライフル射撃場 600,326円	公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 あすなろ会	20. 3 . 26	平成18年度	[補助金] 身体障害者福祉工場運営費補助金 23,096,000円	補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 (休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)